

監査公表第 15 号（令和 2 年 6 月 19 日、県公報第 112 号登載）
警察本部関係機関定期監査の結果に基づく措置通知（令和元年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した警察本部関係機関定期監査の結果（令和 2 年 3 月 30 日 1 監総第 294 号）に基づき、公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 2 年 6 月 19 日

福 岡 県 監 査 委 員	藤 山 泰 三
同	行 正 晴 實
同	世 利 洋 介
同	長 裕 海

福岡公委発第364号
令和2年4月16日

福岡県監査委員 藤山泰三殿
同 行正晴實殿
同 世利洋介殿
同 長 裕海殿

福岡県公安委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年3月30日1監総第294号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
警察本部	自動販売機設置に係る建物貸付料について、納入義務者が当該年度分を平成31年4月30日までに納入できるよう4月9日までに調定を行うべきところ、これが遅延していた。	本件建物貸付料の調定は、遅延に気付いた令和元年7月1日に行い、同年7月11日に納入義務者である自動販売機設置事業者から納入を受けた。 今後、調定遅延の防止を図るため、定期的に行う調定については、調定予定年月日を明記し、その納入に至るまでの経過を確認できる一覧表を作成して、担当者及び上司が調定業務の進捗管理を確実に行うこととした。 また、当該所属長から会計事務を担当する職員に対して、今回の注意事項の内容を周知し、再発防止を徹底するよう指導した。 さらに、本件建物貸付料に係る契約書等関係書類の写しを人事異動の際の引継書に添付し、確実に引き継いでいくこととした。 なお、警察本部総務部会計課から全所属に対して、今回の注意事項の内容等について資料を発出し、再発防止の徹底を図った。